

演習
問題

建設工事現場に配置する主任技術者および監理技術者に関する記述として、「建設業法令」上、誤っているものはどれか。

- ①発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が政令で定める金額以上になる場合は監理技術者を当該工事現場に置かなければならない
- ②注文者が国である建設工事の場合は工事1件の請負代金の額にかかわらず、注文者から直接建設工事を請け負った建設業者は、工事現場ごとに置く主任技術者または監理技術者を専任の者としなければならない
- ③主任技術者および監理技術者は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理および当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行わなければならない
- ④工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者または監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない

ポイント

一般か特定かを問わず、下請業者と一切契約せずに、全ての作業を自社内で完結させる場合には、主任技術者も監理技術者も要求されない。下請が存在するケースでのみ、同技術者の配置が必要となる。これを理解する。

解 説

工事の体制において下請が登場する場合には、参加する全ての業者に少なくとも主任技術者が必要です。ここで自社が下請であれば金額にかかわらず、主任技術者の配置のみで足りる。

例外として、建設業許可を受けていない者で、受注金額500万円未満の場合は、主任技術者の選任は不要です。

問題は自社が元請の場合です。このケースでは、下請への請負代金の額によって、配置すべき技術者が主任技術者なのか監理技術者なのかを区別することになります。

再発注の金額（複数ある場合にはその合計）が4,500万円以上となる場合は、監理技術者の配置が必要です。①は正しいです。

「国や地方公共団体が発注する工事、公共施設の工事、公衆・多数の者が使用する施設の工事で、請負代金が3,500万円以上の工事」は、注意が必要です。

別の表現で、「公共性のある施設に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」ともいいます。これを受注した元請は、主任技術者や監理技術者は、専任である必要があります

■建設業者ごとに配置すべき技術者

